

対象者について

以下に該当し、補聴器の購入・修理、人工内耳の修理が必要な方が対象です。

- 身体障害者手帳（聴覚障害）をお持ちの方
- 障害者総合支援法の対象難病をお持ちで、高度難聴と同程度の症状のある方

※ただし、**次の場合は対象外**です。

- ・障害者本人またはその配偶者の市民税所得割額（税率6%で計算した額）が46万円以上。
- ・人工内耳用音声信号処理装置の修理で、医療保険もしくは任意保険で対応が可能。

基準額等について

- ・補聴器等の購入・修理費用と支給基準額を比較して、低い方の額の9割を支給します。
- ・生活保護世帯、市民税非課税世帯の場合は、購入費用と支給基準額を比較して、低い方の額を全額支給します。

基準価格（主な種目）

名称	基準価格(円)
高度難聴用ポケット型	44,000
高度難聴用耳かけ型	46,400
重度難聴用ポケット型	59,000
重度難聴用耳かけ型	71,200
耳あな型(オーダーメイド)	144,900
イヤモールド	9,500
人工内耳用音声信号処理装置修理	30,000

※原則、**片耳に対し、耳かけ型補聴器の購入費の支給**となります。

※補聴器本体の購入費の支給は基本的に5年に1度となります。

※非課税製品には消費税を考慮し、価格に106/100を乗じた額が加算されます。

※デジタル補聴器にはデジタル補聴器加算(2,000円)がかかります。

申請書類について

購入・修理前に申請が必要です。

★印の様式は当センターホームページからダウンロードができます。

○印の様式は電子申請をご利用の場合は不要です。

年齢	状況	必要な書類	備考
18歳未満	購入の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(★)(○) ・補装具費支給意見書(★) 	
	修理の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(★)(○) ※人工内耳音声信号処理装置の修理の場合は人工内耳用音声信号処理装置確認票(★)と見積書が必要です。 	
18歳以上	購入の場合	文書判定をご希望の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書(★)(○) ・調査票(★)(○) ・補装具費支給意見書(★) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※特例補装具費の支給を希望する場合、左記書類を提出しても、当センターによる直接判定が必要となります。 </div>
		直接(来所)判定をご希望の場合 (当センターに来所していただきます) <ul style="list-style-type: none"> ・申請書(★)(○) ・調査票(★)(○) 	
	修理の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(★)(○) ※人工内耳音声信号処理装置の修理の場合は人工内耳用音声信号処理装置確認票(★)と見積書が必要です。 	

申請方法について

 **電子申請の場合** (:D-Sendai オンライン申請システム)



QRコードを読み取り申請してください。
初回のみ利用者登録が必要です。

 **郵送申請の場合**

障害者総合支援センターに申請書類を郵送してください。

※各区・宮城総合支所障害高齢課でも申請が可能です。

申請書類送付先・問い合わせ先

仙台市障害者総合支援センター

〒981-3133 仙台市泉区泉中央2-24-1

【電話】022-771-6511

【FAX】022-371-7313